様式第４号（第４条関係）

両面印刷推奨

|  |  |
| --- | --- |
| ※市記載欄（申込者記載不要） |  |
|  |  | 消印日 |  |
| 受付番号 |  | 受付日 |  |

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象））

交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年　　　月　　 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象））につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象））の交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任します。また、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込者 | 氏名 | フリガナ | 印※押印必須 | 電話番号 | （　　　）　　　　－※日中連絡がとれる電話番号 |
|  |
| 住所 | （〒　　　　－　　　　　） |
| 振込先口座**※申込者と同一名義のもの** | 金融機関名 |  | 銀行 ／ 信用金庫 ／ 信用組合農協 ／ その他（　　 　　　　） |
| 支店名 | 　 | 支店 ／ 出張所 ／ 本店 | 預金種別 | 普通 ／ 当座 ／ 貯蓄 |
| 口座番号※右詰めで記入 |  |  |  |  |  |  |  |

○問い合わせ先（手続代行者による申込の場合のみご記入ください。）

（１／４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手続代行者 | 会社名等 |  |
| 所在地 | （〒　　　　　－　　　　　　） |
| 担当者 | フリガナ | 電話番号 | 事務所：（ 　 　）　 　 －携　帯：（ 　 　）　 　 － |
|  |
| 定休日☑ | □月曜　　□火曜　　□水曜　　□木曜　　□金曜 |

１　蓄電池の設置場所　（該当する項目にチェック☑）

　　　**□**　申込者現住所と同じ ※蓄電池を導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。

※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。

**□**　申込者と生計を一にする家族が居住している場合（以下に記入）

　　　　 　熊本市　　　　　区

２　蓄電池を設置する建物の建築区分（該当する項目にチェック☑）

　　(1) 建築区分　　**□** 新築住宅　**□** 建売住宅　　**□** 既存住宅

　　(2) 住宅用途　　**□** 専用住宅　　**□** 併用住宅

※店舗等併用住宅の場合、蓄電池から供給される電力が専ら店舗等の用に供されるものではないこと。

　３　事業完了日：　　　　年　　　　月　　　　日

※蓄電池の引渡日又は契約額の支払いが完了した日（領収日）のうち**最も遅い日。**

※引渡日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の引渡日を証するものを添付すること。

（工事請負者や販売者が作成したものに限る。）

４　蓄電池の概要

|  |  |
| --- | --- |
| メーカー名 |  |
| パッケージ型番※1 |  |
| 蓄電容量※2 | kWh  |
| 固定価格買取制度満了年月日※3 | 　　年　　　　月　　　　日 |

※1　環境省ＺＥＨ補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）を記入し、パッケージ型番を照合できるカタログの写しを提出すること。

※2　小数点以下第２位切捨て。

※3　電気事業者との契約書、案内書、検針票など、買取期間開始時期又は満了時期が確認できるものを提

出すること。

５　補助金交付申込額　８０，０００円

６　確認事項（必ずお読みください）

　　（1）熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象））は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しない方に支給するものです。

　　（2）市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等にご協力いただく必要がございます。

（3）同一の年度中にＺＥＨ導入補助金、太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型）若しくはエネファーム導入補助金の交付を受けた方又は同一世帯の方は、補助金の交付の申込みをすることはできません。

（２／４）

＊暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

＊暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

　ア　法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成２４年規則第２８号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

　イ　個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ　ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

（３／４）

蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象）チェックリスト等

**１.チェックリスト**

□蓄電池の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

※経費内訳の記載がない場合は、見積書その他の蓄電池施工の経費内訳が確認できる書類の写しも添付。

□設置した蓄電池のカタログの写し（環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）と照合できるもの）

□設置した蓄電池の出荷証明書又は製造メーカーの保証書（これらがない場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの）

□市税の滞納がないことの証明書（発行３か月以内、写し可。）

※「納税証明書」や「所得証明書」ではありませんので、ご注意下さい。

※申込者の家族のみが居住している場合はその家族に係る住民票の提出。（発行３か月以内、マイナンバーの記載がないもの。写し可。）

□建物全体のカラー写真

□蓄電池の設置状況を示すカラー写真（設備全景及び環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）が判別できる品名番号（銘板）のアップ）

□電気事業者との契約書、買取期間満了案内書、購入電力量確認票など、設置された太陽光発電設備の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取期間開始時期又は満了時期が確認できるもの（写し可）

□領収書の写し（ない場合は補助対象者が蓄電池に係る経費を支払ったことが証明できるもの）

※事業完了日が「引渡日」の場合、引渡日を証するものも必要（工事請負者・販売者作成のものに限る）

**２．振込先口座の記入等における注意事項**

●**振込先口座の名義は、申込者と同一の名義**としてください。

●**振込先口座情報が確認できる通帳の写し（表紙裏の見開きページで、口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号を確認できるもの）を添付してください。**

※ネット銀行等で通帳がない場合は、キャッシュカード表面のコピーなど、口座番号や口座名義人が分かる書類を添付してください。

●（提出書類全般について）**記入の際には、消せるボールペン等の消滅しやすい筆記用具や修正テープ等を使用しないでください。**

●補助金の交付が決定した際には、郵送にて「熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付決定兼交付確定通知書」を送付いたします。

●**補助金は、ご提出いただいた書類に不備などがなければ、補助金のお申込後1～２カ月程度でご指定の口座へ振り込む予定です。**なお、予定日数はあくまで目安であり、補助金のお申込状況等によって前後いたしますので、ご了承ください。

（２／２）

（４／４）